



中津市監査委員告示第 16 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年11月24日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
周辺会議	左記の財政援助団体が令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和5年10月2日～ 令和5年11月24日
下郷村		
如水なかよし広場 外3団体		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 千木良 孝之

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和5年12月6日（水）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【周辺会議】

(1)補助金等名 令和4年度 周辺地域振興対策事業補助金

(2)所管部局・課 耶馬溪支所 地域振興課

(3)財政援助の目的

周辺地域の住民が主体となって実施する地域の振興、活性化等に資する事業等に要する経費を市が補助することにより、周辺地域の振興及び活性化を図り、もって当該地域の住民が安心し、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 603,200円

II. 事業内容

- (1) 犬ヶ岳トレッキングツアーの実施
- (2) チャレンジThe耶馬三城～一ツ戸城～の実施
- (3) 植栽活動、そばの種まき等

III. 財政援助額 540,000円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項 (指摘事項)

(1) 収入予算書・決算書について

- ① 収支予算書において、支出科目が事業費の合計額のみ記載されており、科目の内訳が不明であった。支出欄には必要経費を科目ごとに詳細に記載し、さらにイベント毎の経費を摘要欄に記載するなど経費の配分が分かるような記載を求める。
また、収入欄については収入科目の算出内容を摘要欄に記載されたい。

- ② 収支決算書において、予算書には計上していない運営費が計上されていた。補助金交付要綱第9条第2項第1号に則り、経費の配分を変更する場合には、補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けられたい。

また、イベント参加料について、補助対象外収入としているが、補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入がある場合にはその収入は補助対象収入として補助対象経費の財源に充当されるべきである。実績報告書を修正し市に再提出を行うとともに、今後は補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入がある場合には補助対象収入として計上されるよう注意されたい。

(2) 契約について

のぼり60枚の購入を業者1者による見積執行で発注していた。また、契約書(請書)や履行確認の写真がなかった。

市の物品購入で1件10万円以上となる場合は、なるべく2者以上の見積執行により業者を選定するよう定められている(中津市契約規則第36条)。協議会においても、市職員が管理する上では、市の規則に準じた適正な契約事務を行われたい。

(3) 支出事務について

- ① イベント費用や花代等一部立替払いを行っていた。本補助金については外部団体に支出した補助金ではあるものの、本団体の会計処理は市職員が努めており、職員が管理している公金であるため、中津市会計事務マニュアルに則り、立替払いは原則行わないよう注意されたい。

なお、出金の際は令和3年度定期監査での指摘の通り、資金前渡命令書・精算命令書等の伝票にて起票されたい。

- ② 市に提出された実績報告書に添付している領収書の写しには但し書き（品名）が記載されていないが、事務局保管の領収書（ノーカーボンの複写式）原本には、但し書きにペンで「トナー代として」と記載がされていた。当該領収書は請求書の添付がなく、追記された但し書きでしか購入品目の確認ができなかった。この追記方法では、正しい購入品目が記載されているのか判断できかねる。
領収書を受領する場合は、誤記載・記載漏れ等が無いか慎重に確認するよう心掛けられたい。

II. 所管課に対する事項 （指摘事項）

特に指摘すべき事項はなかった。

【下郷村】

(1)補助金等名 令和4年度 周辺地域振興対策事業補助金

(2)所管部局・課 耶馬溪支所 地域振興課

(3)財政援助の目的

周辺地域の住民が主体となって実施する地域の振興、活性化等に資する事業等に要する経費を市が補助することにより、周辺地域の振興及び活性化を図り、もって当該地域の住民が安心し、元気で活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるようにすることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 974,744円

II. 事業内容

「雲与橋」最終号8号の制作・発刊を行った。

10年間の地域の人口推移などとともに、地域の変化やこれからの10年をテーマに地域住民への取材を行い製作。「雲与橋」は下郷全戸に無料配布の他、下郷の各店舗で配布を行い、他府県での配布も今後予定されている。

III. 財政援助額 738,000円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- ① 団体の規約及び会計処理規程により事務局と経理責任者が任命されているが、実際に支払いの事務を行う者と、金銭を支払う場合の承認者である経理責任者が同一人になっている。不明瞭な支出等を防ぐためにも、支払い事務を行う者と承認者は別にすべきである。

なお、事務員が支出書類を作成し、代表が承認決裁を行ったあと出金処理を行う方法が望ましく、会計事務について見直しを行われたい。

- ② 冊子製作の一部やイラスト等を個人事業主に発注しているが、すべて口頭で行われており、見積書や発注書、請求書等が一切ない。仕様や委託金額の認識違いなど後々トラブルが発生しないよう、契約書類を作成し適切な事務処理を心掛けられたい。

また、団体の事務・経理・冊子の主な製作業務をすべて同一人が行っている。不明瞭な会計処理にならないよう注意を払い、適切な事務処理に努められたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- ① 冊子製作費の領収書は、金額が訂正されていた。領収書は代金の受領を証明するための証憑書類であり、原則、金額の訂正はできないと考えられる。今後、金額が訂正された領収書が提出された場合は、特に再発行できない理由がある場合を除き、再発行を依頼するよう指導されたい。

- ② 事業計画書や収支予算書、実績報告書等の提出書類が一部不適格のまま受領されているものも多く見受けられる。

各団体には、補助金の財源は市民の税金等によるものであることを改めてご理解頂き、補助金ガイドラインに則った適切な事務処理に努めるよう指導されたい。

【如水なかよし広場 外3団体】

(1)補助金等名 令和4年度 中津市パパママクラブ地域活動事業補助金

(2)所管部局・課 健康福祉部子育て支援課

(3)財政援助の目的

子育て中の保護者で構成される自主団体が、地域活動を行う事業に要する経費を補助することにより、パパママクラブの活動を促進することで、子育ての孤立化及び児童虐待の未然防止に寄与し、もって子育てしやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 475,941円

II. 事業内容

- (1) 子育て中の保護者の交流文化活動
- (2) 児童養育及び虐待未然防止に関する研修啓発活動
- (3) パパママクラブの立ち上げや新規加入に向けた広報活動
- (4) 子育てしやすい環境づくりに寄与する活動

III. 財政援助額 456,000円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項
(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

II. 所管課に対する事項
(指摘事項)

- ① 本補助金の対象は、「団体が地域活動を行う事業に要する経費」（補助金交付要綱第2条）で、「会員に限定せず、広く地域の保護者や子どもたちを対象とした事業を実施すること」（対象経費基準②）と定められていることから、広く地域の保護者等を対象とした事業のみが補助対象となるが、団体に対し事業の十分な説明を行っておらず、団体構成員のみの交流会等、地域活動ではない事業を補助対象としていた。

団体に対し、事前に事業の内容説明を十分に行い、交付要綱等に準じた適正な事務処理を行われたい。

- ② 車賃（燃料代）については、中津市補助金事務ガイドラインでは、補助対象額は総務課人事係発行の「旅費の手引」に準じる経費に限るとされているが、団体に対し車賃の十分な説明を行っておらず、団体の規程に基づいた積算方法により、補助対象額を超過した交付を行っていた。

「対象経費基準」等に対象経費をわかりやすく詳細に記載し、団体に対し事前に補助対象経費の説明を十分に行うとともに、適正な履行確認を行い、中津市補助金事務ガイドライン等に準じた適正な事務処理を行われたい。